

平成 28(2016)年 5 月 27 日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

建設工事における前払金・中間前払金について

契約課から発注する建設工事において、以下の通り制度を改正します。

1. 改正内容

(改正前)

(前金払の限度額)

第 2 条 前金払により支払うことができる金額は、当該請負代金の 10 分の 4 (1 万円未満切捨て) 以内とし、その最高額は 2 億円を限度とする。

(追加条項)

2 前項の規定にかかわらず、財政状況を踏まえた上で、当該請負代金額の 10 分の 4 (1 万円未満切捨て) を限度額として前金払により支払うことができるものとする。

※中間前金払の限度額についても、財政状況を踏まえた上で、当該請負代金額の 10 分の 2 (1 万円未満切捨て) を限度額として支払うことができるものとする。

※詳細は契約課ホームページの「お知らせ」⇒「入札・契約制度関係規定等」⇒「明石市入札・契約関係規定等一覧」⇒「明石市公共工事の前金払等に関する事務処理要領」をご参照ください)

2. 実施時期

平成 28 年 7 月 1 日以降に公告する建設工事から適用。